

宝塚市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）の利用に伴う家賃負担の一部を助成する事業を行い、もって障害者の地域での自立生活を支援し、又は地域生活への移行を推進するものとする。

(助成の対象者)

第2条 この事業による助成の対象者は、共同生活援助に係る宝塚市の支給決定を受け、かつ、グループホームに現に入居している者（以下「対象者」という。）とする。

(助成額)

第3条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に該当する者（ただし、前条の支給決定を受けた者及び当該支給決定を受けた者と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合を除く。）については、一月を単位として、その者が支払う家賃相当額から10,000円を控除した額の2分の1の額（以下「助成額」という。）の助成を決定するものとする。ただし、助成額の上限は、15,000円とする。

2 前項の規定の適用において、月途中の入退居等により一月の家賃相当額を支払わない場合にあっては、「家賃相当額」を「実際に支払った家賃の額」に読み替える。

3 前2項の助成額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 第1項及び第2項の家賃相当額には、光熱水費、共益費、食料料費等の費用を含まない。

(助成の対象期間)

第4条 助成の対象期間は、対象者が次条に定める申請を行った日の属する月からグループホームを退居した日の属する月までの期間とする。ただし、対象者がグループホームに入居した日から起算して30日以内に申請を行ったときは、入居した日の属する月からとする。

2 助成の対象となる家賃相当額は、前項に定める対象期間の入居に係るものに限る。

(助成の申請)

第5条 対象者は、グループホーム家賃助成申請書（様式第1号）に当該申請に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受領したときは、審査の上、申請者に対し助成の可否、助成額等をグループホーム家賃助成承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書（様式第3号）に家賃相当額を支払ったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用者が家賃相当額を支払った月の翌月の10日までに請求がなされた助成金について、翌々月の末日までに当該助成金を支払うものとする。ただし、この請求手続によりがたい特別の事情のあるときは、この限りでない。

(助成金の代理受領)

第8条 グループホームを運営する法人（以下「事業者」という。）は、利用者からの委任を得ることにより、利用者に代わって助成金を代理受領することができる。

2 前項の委任を受けた事業者は、助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の請求に係る支払について準用する。

4 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し助成金の支払があったものとみなす。

5 事業者は、代理受領により市長からの助成金を受けたときは、利用者に対し助成金の代理受領に係る通知をしなければならない。

(変更の届出)

第9条 利用者は、第5条の規定による申請事項に変更が生じたときは、グループホーム家賃助成金申請内容変更届出書（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出による申請事項の変更に伴い、第6条の規定による助成額を変更して決定したときには、届出者に対しグループホーム家賃助成金額変更決定通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

（譲渡及び担保の禁止）

第10条 助成金を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保にしてはならない。

（調査）

第11条 市長は、助成金の助成に関し必要があるときは、利用者、利用者の家族及び事業者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出を命じ、又は検査をすることができる。

（助成金の返還）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他の不正な行為により助成の決定を受けたとき。

（2）助成の決定事由が消滅したとき。

2 市長は、前項の取消をしたときは、利用者に対しグループホーム家賃助成金決定取消通知書（様式第7号）によりその旨を通知するとともに、既に支払った助成金の全額又は一部を返還させることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4条の規定に関わらず、利用者が支払った家賃相当額のうち、平成19年3月31日までの入居に係るものは、助成の対象としない。

3 この要綱に基づき助成金を支払った場合は、その限りにおいて、宝塚市知的障害者地域生活支援事業等補助金交付要綱（平成8年10月1日施行）又は宝塚市精神障害者グループホーム事業運営要綱（平成14年4月1日施行）の規定を適用しない。

4 第11条の調査の対象者には、この要綱の施行期日以前において、宝塚市知的障害者

地域生活支援事業等補助金交付要綱（平成8年10月1日施行）又は宝塚市精神障害者グループホーム事業運営要綱（平成14年4月1日施行）により助成の決定を受けていた者を含む。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項第1号の規定は、平成23年10月分家賃以降の助成について適用し、平成23年9月分家賃以前の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年一月二十五日)

(政令第十号)

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。))を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給

決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。)) 四千六百円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあっては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。))若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 等

(平一八政三一九・平一九政一五六・平二〇政二一二・平二二政一〇六・平二四政二六・平二五政三一九・一部改正)

